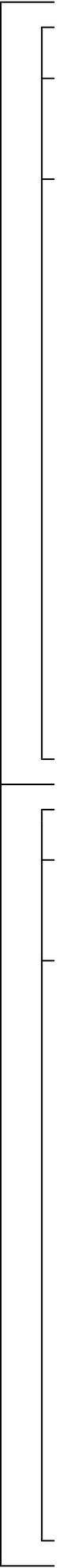


○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令（平成十三年総務省・経済産業省令第二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第五条関係）		別表第二（第五条関係）	
項目	審査の基準	項目	審査の基準
一 組織	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第二条第六号に係る国外適合性評価事業の区分に係る指定申請者（法第十四条第一項の指定を受けようとする者をいう。以下同じ。）は、書面による調査及び事業場（調査申請者が国外適合性評価事業を実施する場所をいう。以下同じ。）における調査（以下「書面等の調査」という。）の実施に係る技術的な問題を解決するための委員会を設置すること。</p>	一 組織	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 令第二条第三号（電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC第一条5に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。）、第五号又は第六号に係る国外適合性評価事業の区分に係る指定申請者（法第十四条第一項の指定を受けようとする者をいう。以下同じ。）は、書面による調査及び事業場（調査申請者が国外適合性評価事業を実施する場所をいう。以下同じ。）における調査（以下「書面等の調査」という。）の実施に係る技術的な問題を解決するための委員会を設置すること。</p>



○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十二年総務省・経済産業省令第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定の基準）</p> <p>第三条 法第五条第一項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第三項第四号に掲げる事項が、イからチまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからチまでに定める事項を満たしていること。</p> <p>イ 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Q一七〇六五及びQ一七〇二二に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等のうち欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・ECを廃止し、無線機器を市場において利用可能とすることに係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年四月十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・五三・EU（以下「RE指令」という。）附属書3に係る業務（以下「附属書3の業務」という。）に限定し</p>	<p>（認定の基準）</p> <p>第三条 法第五条第一項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第三項第四号に掲げる事項が、イからチまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからチまでに定める事項を満たしていること。</p> <p>イ 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Q一七〇六五及びZ九三六二に定める事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等のうち無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・EC（以下「R&TTE指令」という。）附属書3又は附属書4に係る業務（以下「附属書3又は4の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本工業規格</p>

て認定を受けようとするときは日本工業規格 Q 一七〇六五に定める事項と、その業務の範囲を R E 指令附属書 4 に係る業務（以下「附属書 4 の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本工業規格 Q 一七〇二二に定める事項とする。

ロ (略)

ハ 令第二条第三号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格

Q 一七〇六五に定める事項

ニ (略)

ホ 令第二条第五号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格

Q 一七〇六五に定める事項

へち (略)

二 法第三条第一項の認定を受けようとする者が、イからチまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからチまでに定める技術上の要件を用いて適合性評価を実施するための技術的能力を有していること。

イ 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業(1)及び(2)の事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を

Q 一七〇六五に定める事項と、その業務の範囲を R & T T E 指令附属書 5 に係る業務（以下「附属書 5 の業務」という。）に限定して認定を受けようとするときは日本工業規格 Z 九三六二に定める事項とする。

ロ (略)

ハ 令第二条第三号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格

Q 一七〇二五に定める事項。ただし、日欧協定通信端末機器等附属書第 B 部第二節の表の上欄第三号に掲げる関係法令等のうち電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC（以下「EMC 指令」という。）第十条 6 に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業の認定を受けようとするときは、日本工業規格 Q 一七〇六五に定める事項とする。

ニ (略)

ホ 令第二条第五号に係る国外適合性評価事業 日本工業規格

Q 一七〇二五に定める事項

へち (略)

二 法第三条第一項の認定を受けようとする者が、イからチまでに掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、それぞれイからチまでに定める技術上の要件を用いて適合性評価を実施するための技術的能力を有していること。

イ 令第二条第一号に係る国外適合性評価事業(1)及び(2)の事項。ただし、法第三条第二項の規定により、その業務の範囲を

附属書3の業務に限定して認定を受けようとするときは(1)の事項と、その業務の範囲を附属書4の業務に限定して認定を受けようとするときは(2)の事項とする。

(1) RE指令第三条に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、RE指令に基づく欧州共同体の公報により公表された規格(以下「整合化規格」という。)があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

(2) (略)

ロ 令第二条第二号に係る国外適合性評価事業 日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等のうち所定電圧の範囲内で使用するように設計された電気機器を市場において利用可能とすることに係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年二月二十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・三五・EU(以下「低電圧指令」という。) 附属書1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、低電圧指令に基づく整合化規格があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

ハ 令第二条第三号に係る国外適合性評価事業 日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第三号に掲げる関係法令等のうち電磁両立性に係る加盟国の法律の調和に関する二千十四年二月二十六日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・三〇・EU(以下「EMC指令」という。) 第六条及び附属書1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評

附属書3又は4の業務に限定して認定を受けようとするときは(1)の事項と、その業務の範囲を附属書5の業務に限定して認定を受けようとするときは(2)の事項とする。

(1) R&TTE指令第三条に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、R&TTE指令に基づく欧州共同体の公報により公表された規格(以下「整合化規格」という。以下同じ。)があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

(2) (略)

ロ 令第二条第二号に係る国外適合性評価事業 日欧協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等のうち所定電圧の範囲内で使用するように設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する二千六年十二月十二日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇〇六・九五・EC(以下「低電圧指令」という。) 附属書1に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、低電圧指令に基づく整合化規格があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

ハ 令第二条第三号に係る国外適合性評価事業 EMC指令第四条及び附属書3に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、EMC指令に基づく整合化規格があるものについては、当該整合化規格に定める事項とすることができる。

価事業に係る特定輸出機器のうち、EMC指令に基づく整合規格があるものについては、当該整合規格に定める事項とすることができる。

二 (略)

ホ 令第二条第五号に係る国外適合性評価事業 **EMC指令第
六条及び附属書1**に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、EMC指令に基づく整合規格があるものについては、当該整合規格に定める事項とすることができる。

へ〜チ (略)

三 (略)

(証明書の記載事項)

第十一条 法第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 令第二条第一号から**第五号まで**及び第六号(電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度(二十七年)5・2に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。)に係る国外適合性評価事業の場合

イ〜ニ (略)

ホ 適合性評価に係る特定輸出機器の名称及び型式又は製造番号(附属書4の業務)にあつては、型式又は製造番号を除く。

二 (略)

ホ 令第二条第五号に係る国外適合性評価事業 **EMC指令第
四条及び附属書3**に規定する事項。ただし、当該国外適合性評価事業に係る特定輸出機器のうち、EMC指令に基づく整合規格があるものについては、当該整合規格に定める事項とすることができる。

へ〜チ (略)

三 (略)

(証明書の記載事項)

第十一条 法第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 令第二条第一号、**第二号、第三号**(**EMC指令第十条6に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。**)、**第四号**及び第六号(電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度(二十七年)5・2に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業に限る。)に係る国外適合性評価事業の場合

イ〜ニ (略)

ホ 適合性評価に係る特定輸出機器の名称及び型式又は製造番号(附属書5の業務)にあつては、型式又は製造番号を除く。

へ・ト (略)

二 令 **第二条第六号** (電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度 (二千七年) 5・2 に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業を除く。) に係る国外適合性評価事業の場合

イ (略)
三 (略)

別表 (第十八条関係)

二 令 第二条	一 令 第二条 第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定		国外適合性評価事業の区分	限定する業務の範囲	手数料の額	電子申請による場合における手数料の額
	イ 附属書 3 の業務	ロ 附属書 4 の業務	イ 附属書 3 の業務	申請一件につき 百三十万四千九百円	申請一件につき 百三十万四千円	申請一件につき 六十九万五千四百円

へ・ト (略)

二 令 **第三条第六号** (EMC 指令 **第十条 6** に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業を除く。) 、**第五号及び第六号** (電気通信機器の適合性評価を行う外国試験機関及び外国認証機関の承認制度 (二千七年) 5・2 に規定する適合性評価機関に係る国外適合性評価事業を除く。) に係る国外適合性評価事業の場合

イ (略)
三 (略)

別表 (第十八条関係)

二 令 第二条	一 令 第二条 第一号に係る国外適合性評価事業に係る認定		国外適合性評価事業の区分	限定する業務の範囲	手数料の額	電子申請による場合における手数料の額
	イ 附属書 3 の業務	ロ 附属書 5 の業務	イ 附属書 3 又は 4 の業務	申請一件につき 百三十万四千九百円	申請一件につき 百三十万四千円	申請一件につき 六十九万五千四百円

五 令第二条 第八号に係 る国外適合 性評価事業 に係る認定	イ 第六十八 部等以外の 業務	口 第六十八 部の業務	四 令第二条 第八号に係 る国外適合 性評価事業 に係る認定	イ 第六十八 部等以外の 業務	口 第六十八 部の業務	三 令第二条 第一号に係 る国外適合 性評価事業 に係る変更 の認定	イ 附属書3 の業務	口 附属書4 の業務	第一号に係 る国外適合 性評価事業 に係る認定 の更新	口 附属書4 の業務	百円	六十七万六千六 百円	百円	六十七万五千八 百円	百円	百二十九万二 百円	百二十八万九 千三百円
									申請一件につき 二百九十三万 四千元	申請一件につき 二百九十四万 八千七百円	申請一件につき 三十一万三千五 百円	申請一件につき 五十四万四千 百円	申請一件につき 六十七万六千六 百円	申請一件につき 五十四万五千 円	申請一件につき 三十一万二千六 百円	申請一件につき 六十七万五千八 百円	申請一件につき 二百九十三万 三千百円

五 令第二条 第八号に係 る国外適合 性評価事業 に係る認定	イ 第六十八 部等以外の 業務	口 第六十八 部の業務	四 令第二条 第八号に係 る国外適合 性評価事業 に係る認定	イ 第六十八 部等以外の 業務	口 第六十八 部の業務	三 令第二条 第一号に係 る国外適合 性評価事業 に係る変更 の認定	イ 附属書3 又は4の業 務	口 附属書5 の業務	第一号に係 る国外適合 性評価事業 に係る認定 の更新	口 附属書5 の業務	百円	六十七万六千六 百円	百円	六十七万五千八 百円	百円	百二十九万二 百円	百二十八万九 千三百円
									申請一件につき 二百九十三万 四千元	申請一件につき 二百九十四万 八千七百円	申請一件につき 三十一万三千五 百円	申請一件につき 五十四万四千 百円	申請一件につき 六十七万六千六 百円	申請一件につき 五十四万五千 円	申請一件につき 三十一万二千六 百円	申請一件につき 六十七万五千八 百円	申請一件につき 二百九十三万 三千百円

の更新	六 令第二条 第八号に係 る国外適合 性評価事業 に係る変更 の認定		部の業務	百円
	イ 第六十八 部等以外の 業務	ロ 第六十八 部の業務		
	申請一件につき 百十五万八千 百円	申請一件につき 二十八万八千三 百円		
	申請一件につき 百十五万七千 二百円	申請一件につき 二十八万七千五 百円		

の更新	六 令第二条 第八号に係 る国外適合 性評価事業 に係る変更 の認定		部の業務	百円
	イ 第六十八 部等以外の 業務	ロ 第六十八 部の業務		
	申請一件につき 百十五万八千 百円	申請一件につき 二十八万八千三 百円		
	申請一件につき 百十五万七千 二百円	申請一件につき 二十八万七千五 百円		

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第三条第一号イ並びに第二号イただし書及び(1)並びに第十一条第一号ホ並びに別表の改正規定は、平成二十八年六月十三日から施行する。

(準備行為)

第二条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三条第一項の認定又は同法第七条第一項の変更の認定に関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、この省令による改正後の特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第三条第一号イ並びに第二号イただし書及び(1)並びに別表の規定の例により行うことができる。